

令和8年度青森県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金

県では、介護テクノロジーを導入する
介護サービス事業所等を応援します



受付期間/令和8年8月7日(金)～令和8年9月11日(金)

TAIS掲載の介護テクノロジー機器導入経費に

①
介護テクノロジー等の
導入支援

1機器あたり 上限額
30万円～100万円

※機器と一体的に使用する情報端末等についても
補助対象となる場合があります

補助対象

- ・ TAISに掲載されている
介護テクノロジー
- ・ TAIS未掲載で、TAIS掲
載機器と同水準と県が
判断した機器

介護ソフトの導入経費に

1事業所あたり 上限額
100万円～250万円

※介護ソフト定着促進費用（介護ソフトと一体的
に使用する情報端末やWi-Fi環境整備等費用）を
活用する場合は、15万円上乗せ（上限265万円）

補助対象

「介護業務支援」に該
当する介護ソフト

②
介護テクノロジーの
パッケージ型
導入支援

介護テクノロジーを組み合
せて導入する経費に

1事業所あたり 上限額
1,000万円

※介護ソフト定着促進費用も活用する場合、15万円
上乗せ（上限1,015万円）

補助対象

- ・ 介護業務支援に該当す
る機器＋見守り機器等
- ・ 介護記録ソフト＋イン
カム 等

③
導入支援と
一体的に行う
業務改善支援

業務改善のための支援経費に

1事業所あたり 上限額
48万円

※上記①または②により介護テクノロジーを導入す
る場合は必須

補助対象

- ・ コンサルティング会社
等による業務改善支援
- ・ 介護生産性向上総合総
合支援センター等によ
る業務改善支援

補助率

$\frac{4}{5}$

介護テクノロジー導入経費の
80%を補助

※導入の付帯経費についても対象になる場合があります

補助要件等は裏面をご覧ください

◎対象事業所

青森県内に所在する介護保険法に基づく介護サービス事業所
又は老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

補助要件

- ③の「導入支援と一体的に行う業務改善支援」を実施
- 介護現場における生産性向上の取組に関する研修の受講※
- 業務改善計画の作成、導入効果の報告
- SECURITYACTIONの「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言（対象外事業所は同等の対策を講じること）
- LIFE（科学的介護情報システム）の導入
- 施設系サービス
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置

※ 下記のセミナー等受講でも要件を満たします。

厚生労働省主催「介護現場における生産性向上推進フォーラム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html

厚生労働省主催「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2024_00001.html

あおり介護生産性向上相談センター主催 <https://aosyakyo.jp/>
「介護テクノロジー活用支援セミナー」（R8.5.28 実施済）
「介護生産性向上チャレンジセミナー」（R8.6.22、7.21 実施済）
「「入れただけ」で終わらせない！」介護テクノロジー活用と生産性向上推進
セミナー(仮)」（R8.11.24 実施予定）

その他
オンライン・
オンデマンド配信で
行われている
無料研修の受講も可

R8年度から要件が変更されました

- 居宅系サービス
「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始し、
データ連携を実施

事業の詳細については、青森県ホームページに掲載しております
ので是非ご確認ください



<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-robot-hojo.html>

申請先・お問い合わせ先

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 あおり介護生産性向上相談センター

◎申請は相談センターホームページにて受付しております。下記をご確認下さい。

<https://aosyakyo.jp/about/>

電話 017-777-0012（平日9時～17時）

